

建築基準法 新旧38条相談窓口

建築基準法の新38条の認定や、
旧38条認定建築物の増改築等について
お困りの方は、
下記の相談窓口へお気軽にご相談ください。

日本建築センターは、
これまでに培ったノウハウを活かし、
その実現をお手伝いします。

相談窓口はこちら

防火避難・設備関係規定 03-5283-0466

構造関係規定 03-5283-0465

相談業務と併せて、必要となる技術評価も行います。

[\(技術評価について、詳しくはこちら\)](#)

新38条の認定

新38条の認定は、国土交通省が直轄で実施しますが、国の審査に当たって第三者機関の技術評価が有効である場合は、必要となる技術評価を行い、円滑な認定取得を支援します。

旧38条認定建築物の増改築等

旧38条の認定を受けた既存建築物の増改築や用途変更等について、予定されている政令改正等の内容も踏まえ、当センターの性能評価、BCJ評定、上記の新38条認定支援などを活用し、その実現を支援します。



一般財団法人 **日本建築センター**

The Building Center of Japan

<http://www.bcj.or.jp/>

本 部

〒101-8986 東京都千代田区神田錦町 1-9
TEL 03-5283-0461

大阪事務所

〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町 1-7-15
明治安田生命堺筋本町ビル
TEL 06-6264-7731